

「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」への報告書の取り入れについて（詳細版）

1. 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」に取り入れる報告書

ア：放射性物質事故等対応資機材に関する検討会報告書（平成27年3月）消防庁特殊災害室

イ：平成28年度 救助技術の高度化等検討会報告書（平成29年3月）消防庁国民保護・防災部参事官付

ウ：消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会報告書（平成29年3月）消防機関と原子力事業者との消防活動に関する連携強化のあり方検討会

エ：原子力災害時における実動組織の協力について（平成29年7月24日）原子力災害対策関係府省会議第一分科会

オ：放射線防護対策に係る調査研究の実施及び施策への反映のための知見の整理 第二分冊（その2）（令和2年3月）国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

カ：警戒区域及び計画的避難区域内での大規模火災の影響評価に関する調査報告書（平成24年2月）独立行政法人原子力安全基盤機構

2. 「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」へ取り入れる内容

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
第1章 基本戦術 第5節 安全管理			
第3 原子力施設等における消防活動スタイル(例)	ア 【報告書 P22・P23・P25・P30・P31・P32】	切替式空気呼吸器のイメージ写真、呼吸補助ファン付き全面マスクのイメージ写真、個人警報線量計の写真、ヘッドマウントディスプレイのイメージ写真、体表面モニターのイメージ写真、ゲート型・ポール型モニターのイメージ写真、ダストモニターのイメージ写真、マルチコプターのイメージ写真、可視化カメラのイメージ写真 【マニュアル P 11・12】	できるだけ最新の情報を取り入れる。 第3章消防活動に係る事前対策 第3 被ばく防護資機材等の整備との整合性を図る。
第4 防護装備に係る留意点	ア 【報告書 P19・P20・P21・P22・P24・P27・P30・P31・P32】	放射線防護用インナー、陽圧式化学防護服、簡易防護服、空気呼吸器、酸素呼吸器、切替式空気呼吸器、酸素発生型循環式呼吸器、全面マスク・半面マスク、個人警報線量計の通信機能、空間線量率計の通信機能、体表面モニター、ゲート型・ポール型モニター、ダストモニター、遠隔探査装置、放射線可視化装置の留意事項 【マニュアル P13～P16】	放射線防護消火服を削除する。 管理区域等の建屋内では通信範囲が限られる場合があることを追加する。

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
第2章 現場活動			
第1節 現場活動要領			
第1 通信受信時の措置	ウ 【報告書 P5-1】	<p>通報について、管理区域内での事案の発生についてほとんどが間接通報、管理区域外でも約半数が間接通報、一部が直接通報及び間接通報としているため、消防機関は時間の経過を意識した上で対応する。</p> <p>【マニュアル P19】</p>	
第5 現場指揮本部等の設置	ウ 【報告書 P5-4】	<p>消防機関は、事業者が整備している通信機器の設置状況や消防専用として使用可能な通信機器について、消防活動に支障が生じることがないように、定期的を確認する。</p> <p>【マニュアル P32】</p>	
第6 放射線検出活動	ウ 【報告書 P5-3】	<p>放射線管理要員体制については、現場の放射線に関する情報は消防機関が主体的に収集するのではなく、放射線管理要員から収集するとともに現場に消防職員が行く場合は必ず放射線管理要員の同行を求めるよう全体の書き方を見直し、内容を充実させる。</p> <p>具体的には、消防機関は、事業者からの放射性物質等に関する情報提供体制及び放射線管理要員等の体制や同行範囲について把握すること。</p> <p>【マニュアル P38】</p>	
第2章 現場活動			
第3節 放射性物質テロ災害における消防活動留意点			
	イ 【報告書 P1-11～ P1-28】	<p>図を中心に、警察等関係機関間の連携、消防指令室を中心とした情報の集約と現場の連携等を中心に記載。</p> <p>【マニュアル P76】</p>	

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
第3章 消防活動に係る事前対策			
第1 事前調査等	<p>ウ 【報告書 P5-1】</p> <p>ウ 【報告書 P5-4】</p> <p>ウ 【報告書 P5-6】</p>	<p>通報項目について、消防機関と事業所間で認識が異ならないよう、事前に通報項目を書面又はチェックリスト方式の通報様式等に定めておくことが望ましい。</p> <p>【マニュアル P98】</p> <p>事業者が消防機関貸与用として整備している資機材については、消防機関と事業者で認識を合わせる必要がある。</p> <p>消防機関は、事業者から迅速に資機材の引渡しを受けるとともにそれらの資機材が不足することがないように、定期的に貸与可能な資機材の種類や配備数、保管場所、引渡し場所等について事前に確認しておく必要がある。</p> <p>【マニュアル P97】</p> <p>消防機関は、施設の配置状況、消防水利、消火設備等の設置状況、消防活動上支障が生じるおそれのある箇所、立入不可区域等の施設状況などについて、事業者から事前に情報を得ておく必要がある。また、消防機関は、管理区域内において想定される火災、救急、救助等の活動の範囲及び活動内容について、事業者と情報共有に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【マニュアル P94】</p>	
第2 放射線検出体制の整備	<p>ウ 【報告書 P5-3】</p>	<p>放射線管理要員体制については、現場の放射線に関する情報は消防機関が主体的に収集するのではなく、放射線管理要員から収集するとともに現場に消防職員が行く場合は必ず放射線管理要員の同行を求めるよう全体の書き方を見直し、内容を充実させる。</p> <p>具体的には、消防機関は、事業者からの放射性物質等に関する情報提供体制及び放射線管理要員等の体制や同行範囲について把握しておく必要がある。</p> <p>【マニュアル P100】</p>	

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
第3章 消防活動に係る事前対策(続き)			
第3 被ばく防護資機材等の整備	ア 【報告書 P22・P23・ P25・P30・P31・P32】		第1章基本戦術 第3 原子力施設等における消防活動スタイル(例)との整合性を図る。
第4 消火活動体制の整備	ウ 【報告書 P5-2】	現場指揮本部の設置箇所等について、消防機関と事業者間で認識が異なるように事前に確認しておく必要がある。 現場指揮本部について、消防機関は事業者とともに火災等の事故の発生場所や規模等に応じ複数の設置箇所を想定しておく必要がある。 【マニュアル P101】	
第7 隊員等の被ばく管理、汚染検査、除染体制の整備	ウ 【報告書 P5-5】	消防機関が自ら保有する資機材を使用して消防活動を行った場合の汚染検査・除染は、協定等に基づき事業者が行う。 【マニュアル P103】	
第8 隊員等に対する教育・訓練	ウ 【報告書 P5-2】 ウ 【報告書 P5-7】	消防機関は、自衛消防隊の役割分担・具体的な活動内容を訓練等により確認し、事業者との連携体制を確立する必要がある。 【マニュアル P104】 消防機関は、管理区域内において事業者が対応することとなっている事故であっても、火災への消火活動、救急活動、救助活動を行うことも想定し、消防機関は事業者と連携して、より実践的な訓練を行う必要がある。 【マニュアル P104】	
第9 事業者等との協定等	ウ 【報告書 P5-5】	消防機関が保有する資機材が直ちに除染できない場合の具体的な対応について、事業者と事前に協議しておく必要がある。 【マニュアル P104】	

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
第4章 原子力緊急事態関連の留意事項			
第2 消防活動上の留意点	<p>エ 【報告書 P1～P11】</p> <p>オ 【報告書 P60～P143】</p> <p>カ 【報告書 P3～P5、P16～P20、添付資料 5、添付資料 7 表 2】</p>	<p>原子力災害時の周辺地域における住民避難体制、施設における事業者の事故収束活動体制の概要、消防機関を含む実動組織の支援の基本的な考え方、原子力災害対策本部による調整等の活動調整体制等について記載する。</p> <p>内閣府政策統括官（原子力防災担当）の発足、地域原子力防災協議会の設置、中央連絡会議・地域連絡会議の活動等の原子力防災の推進体制の記載。</p> <p>【マニュアル P113～P116】</p> <p>報告書の「第4章オフサイトにおける実動組織（消防・警察）の職員や医療関係者が使用する防護装備」及び「第5章オフサイトにおける防護マスクの性能等の知見の整理」を基にしてオフサイトにおける活動の放射線防護としてまとめる。</p> <p>具体的には、オフサイトにおいて、緊急事態区分及び原子力災害対策重点区域ごとに、消防機関の役割及び活動内容に応じた放射線防護措置を防護装備の話題を中心に表形式等の分かりやすい形で取りまとめる。また、表形式の他に留意事項等についても取りまとめる。</p> <p>【マニュアル P113～P116】</p> <p>消防士等に対する火災影響評価の算出手順、消防士等に対する火災影響評価一覧（添付資料 7 表 2）の使い方と見方、消火後の残灰等の影響評価、消火活動に用いた消防車両ホース等の除染により発生する汚染水の影響について。</p> <p>【マニュアル P113～P116】</p>	<p>【消防機関の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の輸送の支援 ・傷病者の搬送 ・住民への避難指示の伝達等 <p>オフサイトにおける消防活動について充実させる。</p> <p>オフサイトにおける消防活動に係る放射線防護措置の見直し内容並びに本報告書の適用範囲が限定されていること及び結果に不確かさが含まれていることを踏まえ、資料編への取り入れ、内容についても検討する。</p>

マニュアル	報告書	取り入れる内容	備考
資料編			
※追加 新規制基準	ウ 【報告書〔参考 1〕 P1～P11〕 エ 【報告書 P1～ P11〕	事業者のシビアアクシデントの対応について、「実用発電用原子炉に係る新規制基準について-概要- 原子力規制委員会」を参考にし、基本的な考え方、従来の基準との比較、火災対策、炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散防止対策等についての記載。 【マニュアル P237～P246】	
※追加 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準	ウ 【報告書 P4-1～ P4-9、〔参考 2〕 P1 ～P15〕	「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成 25 年 6 月 原子力規制委員会）」の火災発生防止、火災の感知・消火、火災の影響軽減及び【表】原子力発電所における火災防護対策の措置内容(例)。 【マニュアル P247～P261】	